

介護業務員に対する希望退職制度における 退職手当の取扱いについて(案)

1. 概 要

神戸市立和光園について、令和7年4月より指定管理者制度へ移行することに伴い、介護業務員の職種を廃止するため、希望退職制度を実施するにあたり、退職手当の額を特別の取扱いとする。

2. 希望退職制度の対象職員

介護業務員のうち、60歳に達するまでの職員

(希望退職制度は、令和7年3月31日付退職に限って実施)

3. 希望退職制度における退職手当の額

当該職員の退職の日における給料月額[※]及び当該給料月額にその者の当該日における年齢に応じ別表に掲げる率を乗じて得た額の合計額に当該勤務期間に応じ神戸市職員退職手当金条例第9条に掲げる支給率を乗じて得た額に、退職手当の調整額を加えた額とする。

【別 表】

退職日年齢	45～49歳	50～54歳	55～57歳	58・59歳
割増率	4.5割	4割	3割	2割

【計算式】

$$\begin{aligned} & (\text{退職の日における給料月額}^{\ast} + \text{退職の日における給料月額} \times \text{割増率}) \\ & \times \text{条例9条支給率} + \text{調整額} = \text{退職手当額} \end{aligned}$$

(※) 当該職員の退職の日における給料月額とは、令和2年3月31日に受けていた給料月額と、退職日時点の給料月額で高い方の額とする。